

平成 21 年 10 月 10 日

上海産業情報センター

駐在員 吉田真樹

中国で全国的に徴税強化の動き ～中国版・移転価格税制の施行～

中国において全国的に徴税強化の動きが広がっています。世界的な金融危機の対策として中国政府は、総額 4 兆元（約 60 兆円）の大型景気刺激策を打ち出していますが、その主な財源の一つが税収の増加と言われ、2009 年は徴税強化の動きが広がっています。

09 年 7 月、中国国家税務総局は、税収入を昨年比 8% 増とすることを目標に掲げていることが中国国内で報道され、実際、中国に進出した県内企業からの相談などでも、税金の種別、徴税の仕方（一方的な通告による徴収や、追徴課税、過去への遡及）、法人の種別（国内企業や外資企業、法人や海外の支店、駐在員事務所の別）、を問わず、あらゆる場面、分野、対象について徴税の強化が行われている様子がうかがえます。

そうした中、近頃、中国で急速に関心を集めているのが移転価格税制です。08 年に移転価格税制が中国でも本格施行されることが通知され、同時文書の作成・提出がいよいよ 09 年 12 月に期限を迎えます。今回は、去る 9 月 21 日に江蘇省蘇州市内で開催された「第 4 回愛知県企業意見交換会」での講演（上海日計投資管理有限公司・小川孝一副総経理の講演）をもとに、中国版・移転価格税制について報告します。

1、 移転価格税制とは？

「移転価格税」は、日本国内で事業活動をする企業にとっては耳慣れない言葉ですが、そもそも移転価格税制とは、本来ならば一方の国（日本／中国）に所在する企業において計上されるべきであった利益が、他方の国（中国／日本）に所在する関連者において計上されてしまい、一方の国で、当該利益に相応する課税所得が減少してしまうことを防止するために課税される税制です。

たとえば、日本に本社を置くある子会社（日系中国法人）が、中国で利益が上がり過ぎてしまった場合、通常よりも安い価格で中国法人の商品を日本本社に売却することで、中国法人側の利益を日本本社に移動したとします。これは本来、中国側で計上されるべき利益が、中国国外に流出したものとみなされます。すなわちこうした逸失した中国国内の利益相当分が、本来、中国国内において徴税されるべきものであったということで、移転価格税制の課税対象としてとらえられることとなります。

これまで移転価格税制の対象となりえるのは、日本にある本社と海外にある法人との間で相当金額の取引があり、貿易商品などの価格操作により大規模な利益操作が可能な大企業を中心でしたが、08年になって税制が整備された中国では、先行する国々の制度がよく研究され、その制度は先鋭化されたしくみになっており、中小の企業でも予断を許さない状況となっています。

<表—1 世界各国の移転価格税制の導入>

	1996 以前	1997	1998	2002	2005	2006	2007	2008
アメリカ、日本など	●							
ブラジル、メキシコ		●						
韓国、オーストラリア、カナダ			●					
タイ				●				
台湾					●			
ベトナム、ルーマニア						●		
スペイン、スウェーデン							●	
中国								●

2. もっとも「危険な地域」中国

中国国家税务总局は、09年1月、移転価格税制を中心とする国際税務での法律「特別納税調整実施弁法」（国税発[09]2号）を發布しました。これにより移転価格での文書化義務は、正式に法律となり、これ以後、企業側も実施に課税に向けた対応が必要となりました。

また09年7月には「国境間の関連企業間取引に対する監視及び調査の強化に関する通知」（国税発[09]363号）も發布され、中国税務当局のその考え方が示されていますが、最後発で施行に踏み切った当局の考え方は非常に先鋭化した内容になっており、日本企業が最も多く進出している国ここ中国では、税制施行の背景と、税制に対する今後の対応には注意が必要です。これまでの通知によると、中国の移転価格税制は、以下の特徴があげられます。

- ① 罰則が大きい
 - ・ 追徴課税金額が莫大
 - ・ 同時文書作成が間に合わなければ「脱税企業」としてのレッテルと5年の追跡監視
 - ・ 中国人民銀行貸出金利プラス5%の罰則課税と5年の遡及課税
- ② 調査、課税の対象が広いこと
 - ・ 個人事業者も対象
 - ・ 中国法人の関係会社も対象（国外関連者だけでなく国内関連者間の取引も対象）
- ③ 調査から課税までの期間が短いこと
 - ・ 08年度分にさかのぼり同時文書の提出を09年12月末までに

- ・ 09 年度分以後は、翌年の 5 月末までに提出
- ・ 税務調査の通知から同時文書の提出までの期限は 20 日間

なかでも中国の移転価格税制に特徴的なのは、売上金額や固定資産の代償によらず、赤字を出したすべての企業や個人事業者に移転価格税制の同時文書作成を義務付けた点です。これまで海外との取引を行う法人が対象であり、法人税が対象となっていたわけですが、今回は、個人事業者にも対象を広げています。さらに中国では、国外との取引を行う事業者だけでなく、国内取引（つまり外資系中国法人による中国国内関係会社との取引）分も対象となりますので移転価格で“クロ”と判定される範囲と、危険性は増大しているわけです。

この中国税務当局の考え方の基本は、363 号通知にある「多国籍企業が中国国内に設立し、単一生産（来料加工や進料加工）、卸売もしくは契約研究開発等の有限な機能およびリスクを負担する企業は、金融危機の市場並びに戦略等のリスクを負うべきではなく、機能リスクと利益に相応する移転価格原則に従い、合理的な利益水準を維持すること。」の表現に表れています。簡単に言うと、中国に進出した外資系企業は利益が出ないはずはなく、原則として欠損は発生しないはずである、と考えています。

そして、こうした外資系中国法人から海外（の自社企業）に流出している（とみられる）すべての利益を中国国内に再び誘導し、本来の課税対象として課税すべき対象としてとらえるよう、という考え方がなされているわけです。

3. まずは準備が必要 ～同時文書の作成～

これほどまでに強力かつ用意周到に徴税の制度化がすすめられている中国の移転価格税制ですが、意外にも日系の進出企業では税制に対する関心が希薄なことが多く、今後注意が必要です。たとえば「今後も、中国現地子会社との取引価格を、安易にあるいは、ある程度自由に変更できる」と考えていたとすると、それはとても危険です。

講演の中で小川副総経理が挙げる“危険度が高い企業”とは、以下の企業です。

- 1) 相当な金額または多様な関連者間取引を行っている企業
- 2) 長期にわたって損失を計上、わずかな利益しか計上していない、または利益の変動が大きい企業
- 3) 利益水準が業界の平均水準より低い企業
- 4) 利益水準が明らかに遂行される機能および発生するリスクに対応していない企業
- 5) タックスヘイブン所在の関連会社との取引がある企業

2. で述べたように中国の移転価格税制では税務リスクが高いため、県内の中国進出企

業におかれては、自主的に社内の経理状況を見なおし、関連者との取引状況、機能リスク分析等の基本的な状況を調査し、まずは理論武装（同時文書の作成）を進めることを検討されることをお勧めします。